

令和3年8月23日

## 令和3年度「デジタル社会推進賞」募集要項

デジタル庁（9月1日以降）

### 1. 目的

昨年度のデジタル改革関連法案ワーキンググループにおける議論及びデジタル社会形成基本法第19条等を踏まえ、デジタル社会への国民の関心と理解を深め、その形成に向けた国民の一層の参画を促進するため、令和3年より「デジタルの日」を創設します。

本表彰は、デジタル庁が推進する社会全体のデジタル化、「人に優しいデジタル化」への関心を高めるべく、「デジタルの日」に合わせて優れた取組を取り上げ広く周知すべく、デジタル大臣が表彰することを予定しています。

### 2. 表彰対象・件数

「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に貢献している、もしくは今後貢献し得る個人やプロジェクト/チームに対し、10件程度。

### 3. 選定方法

「デジタルの日」検討委員会（※1）での審査により選出します。

（※1）「デジタルの日」検討委員会及びその構成員については以下を参照ください。

<https://www.digital.go.jp/posts/HTQB-hAX>

### 4. 選定基準

デジタル技術の活用を前提として、以下の観点で総合的に判断いたします。

応募・選出にあたり必ずしも全ての基準を満たす必要はありません。

観点	該当例
社会性	・様々な主体の社会参加を促す、助ける活動を行っている ・有益なアイデアの実現や、サービスの提供を行っている
発展性	・当該活動の分野、業種において模範となる先進的な取組を行っている ・有益な活用方法の普及に寄与している
継続性	・長期にわたり当該活動を行っている ・継続性のある仕組みづくりに寄与している

## 5. 応募方法

- (1) 本表彰を受けようとする方（候補者）本人による自薦、もしくは本表彰の候補者としてふさわしい方を推薦する方（推薦者）による他薦（※2）のいずれでも応募可能です。
  - (2) 候補者もしくは推薦者は、「デジタルの日」ウェブサイト（※3）上の応募フォームより必要事項（※4）を入力してください。
  - (3) 同一の推薦者からの推薦は原則3件を上限とします。3件以上の推薦があった場合、審査対象・表彰対象から除外することがあります。
  - (4) 候補者及び推薦者は以下の事項に留意ください。
    - 審査は書面審査のため、書類作成にあたっては候補者の活動・事績を分かりやすく簡潔に記載してください。
    - 審査にあたり候補者もしくは推薦者に対して連絡をさせて頂くことがあります。連絡が取れない場合に、審査対象・表彰対象から除外することがあります。
- （※2）他薦の場合、ご本人の同意をいただき公表とします。
- （※3）「デジタルの日」ウェブサイト
- <https://digital-days.digital.go.jp/>  
応募フォーム（自薦用）
- <https://digital-days.cp-form.jp/award-s-rec/>  
応募フォーム（他薦用）
- <https://digital-days.cp-form.jp/award-o-rec/>
- （※4）必要事項は以下となります。下線部は必須項目、それ以外は任意項目です。
- 自薦時：  
氏名もしくはプロジェクト名、メールアドレス、所属、活動の事績（添付資料可）
- 他薦時：  
推薦者氏名、推薦者メールアドレス、推薦対象者の氏名もしくはプロジェクト/チーム名、推薦対象者のメールアドレス、推薦対象者の所属、候補者の活動の事績（添付資料可）

## 6. 応募期間

令和3年8月23日（月）～令和3年9月9日（木）17:00まで

## 7. 発表・表彰（予定）

- ・受賞者が決定した後に、当該受賞者の推薦者に受賞の旨をご連絡いたします。また、受賞者の御名前、企業名、プロジェクト名/チーム名、活動・事績の概要を「デジタルの日」ウェブサイトに掲載いたします。

## 8. お問い合わせ先

「デジタルの日」サポートデスク

[digital-days-info@eventsupporter.jp](mailto:digital-days-info@eventsupporter.jp)

以上